

各位

会計課

本学旅費規定における指定都市単価を適用する国について（お知らせ）

外務省により退避が勧告されている地域を含む国への出張については、出張者の安全を確保するという配慮から、旅費法で定める指定都市に該当しない場合においても本学旅費規程 27 条（別表第 6）に定める指定都市単価にもとづく日当・宿泊費を支給しております。

本学旅費要項第 17 条第 2 項にもとづき、2026 年度においては、前年度と同様、下記の 33 カ国 1 地域を指定都市扱いとして指定都市単価を適用することとなりましたので、お知らせします。

なお、これは外務省により「退避勧告が出された地域が含まれる『国』へ渡航する」場合、指定都市単価を適用して支給するという主旨であり、本学が退避勧告等の危険情報が出ている「地域」への渡航を予め認めているものではありません。

海外渡航の是非は、本学危機管理委員会の定めた「教職員・研究者の海外渡航に関する指針（平成 25 年 9 月 10 日/平成 27 年 10 月 13 日改訂）に基づき判断がなされますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

アジア：インド、パキスタン

中南米：ハイチ

欧州：アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ベラルーシ、ロシア

中東：アフガニスタン、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、レバノン

アフリカ：アルジェリア、エチオピア、エリトリア、カメルーン、ケニア、コンゴ民主共和国、  
スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、ナイジェリア、ニジェール、西サハラ地域、  
ブルキナファソ、マリ、南スーダン、モーリタニア、リビア

以上

#### ※参考『旅費要項第 17 条』

第 17 条 規程第 27 条別表第 6 備考欄の指定都市については、国家公務員の旅費に関する法律に定める指定都市及び外務省が発出する地域別の危険情報の中で退避を勧告されている地域を有する国の都市とする。

2 前項における外務省が発出する地域別の危険情報の中で退避を勧告されている地域を有する国については、毎年度 3 月時点の情報によることとし、翌年度中の旅行に適用する。

「教職員・研究者の海外渡航に関する指針」

[https://www.tufs.ac.jp/documents/adm/accounting/tokou\\_shishin.pdf](https://www.tufs.ac.jp/documents/adm/accounting/tokou_shishin.pdf)

本件担当：会計課 調達経理係（内線 5138）

e-mail: kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp